

令和2年度

部会員会議
報告書



公益社団法人 松阪法人会 女性部会

事 業 報 告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 諸会議等

名称	開催日	主たる議題	出席数	会場
部会員会議	5月14日	平成30年度事業報告及び収支報告の件 2019年度事業計画及び収支予算の件	68	華王殿
正副部会長 会議	8月23日	部会事業及び予算の件 絵はがきコンクールの件 租税教室(出前教室)の件 租税教室講師養成研修会受講の件 本会共催事業の件	5	市民活動 センター
正副部会長・ プロジェクト 委員長会議	5月15日	松阪市教育委員長訪問	3	松阪市 教育委員会
	7月22日	松阪税務署長訪問	4	松阪税務署
	1月27日	令和2年度夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」 実施計画の件	5	イワサ 小児科
	2月10日	令和2年度夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」 実施計画の件	4	イワサ 小児科
	2月27日	令和2年度夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」 実施計画の件	4	イワサ 小児科
役員会	4月10日	任期満了に伴う役員改選(案)の件 平成30年度事業報告・収支報告の件 2019年度事業計画・予算の件 部会員会議開催の件 今後の事業予定の件	18	相生亭
	5月16日	夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」 プロジェクト設立の件 絵はがきコンクールプロジェクト設立の件 バス研修旅行の件	18	イワサ 小児科
	7月2日	夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」の件 絵はがきコンクール作品募集の件 バス研修旅行の件	18	市民活動 センター
	9月3日	法人会全国大会「三重大会」の件 夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」の反省 絵はがきコンクール作品募集の件 バス研修旅行の件 年末署長講演会・懇談会の件 租税教室(出前教室)の件	18	市民活動 センター
	11月5日	絵はがきコンクールの件 年末署長講演会・懇談会の件 租税教室(出前教室)の件 女性フォーラム「愛媛大会」の件 今後の事業予定の件 令和2年度公益事業計画の件	16	市民活動 センター
	1月21日	租税教室(出前教室)の件 歴史探訪の件 令和2年度夏休み親子租税教室「税ってなあ～に!!」 プロジェクト設立の件 令和2年度部会事業(案)の件 今後の事業予定の件	16	市民活動 センター
	3月24日	令和2年度部会事業計画(案) 予算(案)の件 令和2年度租税教育事業(案)の件 令和2年度部会員会議開催の件	15	松阪商工 会議所
	プロジェクト 委員会	5月27日	コミュニティ文化センター下見	11
5月27日 ～ 7月25日		リハーサル12回	15	イワサ 小児科
7月1日		コミュニティ文化センター抽選会	1	コミュニティ 文化センター

	7月17日	コミュニティ文化センター打合せ	11	コミュニティ文化センター
	7月22日	絵はがき展示作業	6	イワサ小児科
	10月8日	絵はがきコンクール応募作品選考会	7	事務局
	10月29日	絵はがきコンクール（税金展）準備	6	ムラキ
	11月1日	絵はがきコンクール（税金展）準備	7	ムラキ
	11月11日	絵はがきコンクール（税金展）準備	6	イワサ小児科
租税教室 実行委員会	1月8日	打合せ	5	市民活動センター
	1月17日 ～ 2月5日	リハーサル3回	5	事務局
	1月21日	南小学校との打合せ	5	南小学校
総務・組織 委員会	5月10日	部会員会議打合せ	3	事務局
	8月26日	年末懇談会打合せ	4	事務局
	2月10日	部会員会議 記念講演会の打合せ	4	らんぷ
	2月20日	部会員会議 記念講演会 講師面談	3	コメダ珈琲店
税制・研修 委員会	6月13日	バス研修旅行打合せ	4	イワサ小児科
	10月25日	バス研修旅行準備	4	市民活動センター
	11月19日	税金クイズ打合せ	4	市民活動センター
広報・厚生 委員会	4月15日	「山ざくら22号」編集及び打合せ	4	事務局
	4月18日	「山ざくら22号」編集及び打合せ	4	事務局
	6月18日	本会広報誌「鈴の和174号」打合せ	4	事務局
	7月2日	本会広報誌「鈴の和174号」打合せ	4	市民活動センター
	7月12日	本会広報誌「鈴の和174号」校正	2	事務局
	10月24日	「山ざくら23号」打合せ	3	事務局
	11月12日	「歴史探訪」下見	5	高田本山
	12月4日	本会広報誌「鈴の和175号」校正	2	事務局
	1月9日	「山ざくら23号」編集及び打合せ	7	事務局
	1月21日	「山ざくら23号」編集及び打合せ	7	事務局
	3月9日	「山ざくら23号」編集及び打合せ	4	事務局
合同会議	8月9日	総務…年末懇談会等の打合せ 厚生…歴史探訪・山ざくら発行の打合せ	10	みゆき
	1月10日	女性フォーラム「愛媛大会」打合せ	5	オールドコースト

2. 諸事業等

開催日	名 称	出席数
4月12日	全国女性フォーラム「富山大会」 『煌めく女性の輪 -富山から未来へ-』 記念講演会「わが映画人生」 講師：俳優・映画監督 奥田 瑛二 氏	15
5月14日	山ざくら 22号発行	
7月26日	夏休み親子租税教室「税ってなあ〜に！！」 第1部：税金クイズ「こんな税しってますか〜？」 第2部：マスクプレイオペレッタ「つるの恩返し」 対象者：松阪税務署管内の小学校児童 開催場所：農業屋コミュニティ文化センター	507 関係者 45
7月～9月	税に関する絵はがきコンクール募集 対象：松阪税務署管内の小学5・6年生児童 テーマ：税に関する絵 表彰・発表：税を考える週間 税金展（11/9～11/10）	846
8月29日	「行ってみよう税！税探検隊」出発式（青年部会主体）	1
10月3日	全国大会「三重大会」 第一部：記念講演「皇室と神宮」 講師：伊勢神宮 広報室広報課長 音羽 悟 氏 第二部：令和元年度税制改正に関する提言 物産展「THE・まつさか」出店	13
10月4日	租税教室講師養成研修会 講師：津税務署 税務広報広聴官	3
10月27日	第23回歩け歩け大会 珍布峠ウォーキング（松阪市飯高町） ロングコース：約7.5キロ ファミリーコース：約4.5キロ	223
10月29日	21世紀のエネルギー関連施設見学 ～中部電力（株）長良川発電所と和紙とうだつのまち秋の美濃市～	22
11月11日	税金展 税に関する絵はがきコンクール表彰式	6
11月27日	年末署長講演会 松阪税務署長 杉本 正弘 氏 演 題：「税あれこれ」 年末懇談会・税金クイズ表彰式	34
12月12日	税制改正要望活動 松阪市長 竹上 真人氏・松阪市議会事務局	1
2月7日	租税教室：南小学校6年生 授業：税金の種類、使い道、流れ、税金クイズ DVD鑑賞「マリンとヤマト不思議な日曜日」	15 関係者 5

収支報告書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単価 円)

科目	収入	支出	備考
前年度繰越金	280,326		
受取負担金	735,000		
管理費	64,500	152,161	
役員会費	64,500	121,426	会場代・会議に伴う飲食代
通信運搬費		11,633	案内等発送費用
印刷製本費		2,288	報告書作成費
旅費交通費			他単位会交流会等参加旅費
渉外慶弔費		15,950	
雑費		864	振込手数料他
事業費	676,706	1,229,425	
委員会費		0	各事業に計上
部会員会議・記念講演会	0	201,294	
年末懇談会費	337,006	385,585	
税金クイズ		29,000	景品@1200×18 @630×9
バス研修会	339,700	348,270	
山ざくら発行		34,560	200部 @172.8
歴史文化講座	0	4,700	3月実施予定下見
女性フォーラム	0	226,016	
収支計	1,476,206	1,381,586	
当年度 収支計－費用計		94,620	
次年度繰越		374,946	

令和2度 事業計画

開催年月	会 議	事 業 名	本会事業
令和2年 4月	役員会 (中止)		理事会 (書面表決)
5月	役員会 (中止)	部会員会議・記念講演会(5/22)(中止) 山ざくら23号発行	総会 (5/26)
6月			
7月	役員会	第10回 税に関する絵はがきコンクール募集	
8月			
9月	役員会		夏期講演会 理事会
10月		バス研修旅行 女性部会連絡協議会 情報交換会(鈴鹿)(10/21) 第24回歩け歩け大会(本会共催)	第24回 歩け歩け 大会
11月	役員会	絵はがきコンクール表彰式・展示 リクレーション大会 第13回女性フォーラム「愛媛大会」(11/25) 税金クイズ発行 税制改正要望(陳情)(本会共催)	税金展
12月		署長講演会・年末懇談会(本会共催) 税金クイズ表彰式	年末署長 講演会 理事会
1月	役員会	署長との新春対談(本会共催)	
2月			理事会
3月	役員会		

※第11回 親子租税教室「税ってなあ〜に!!」実施時期未定

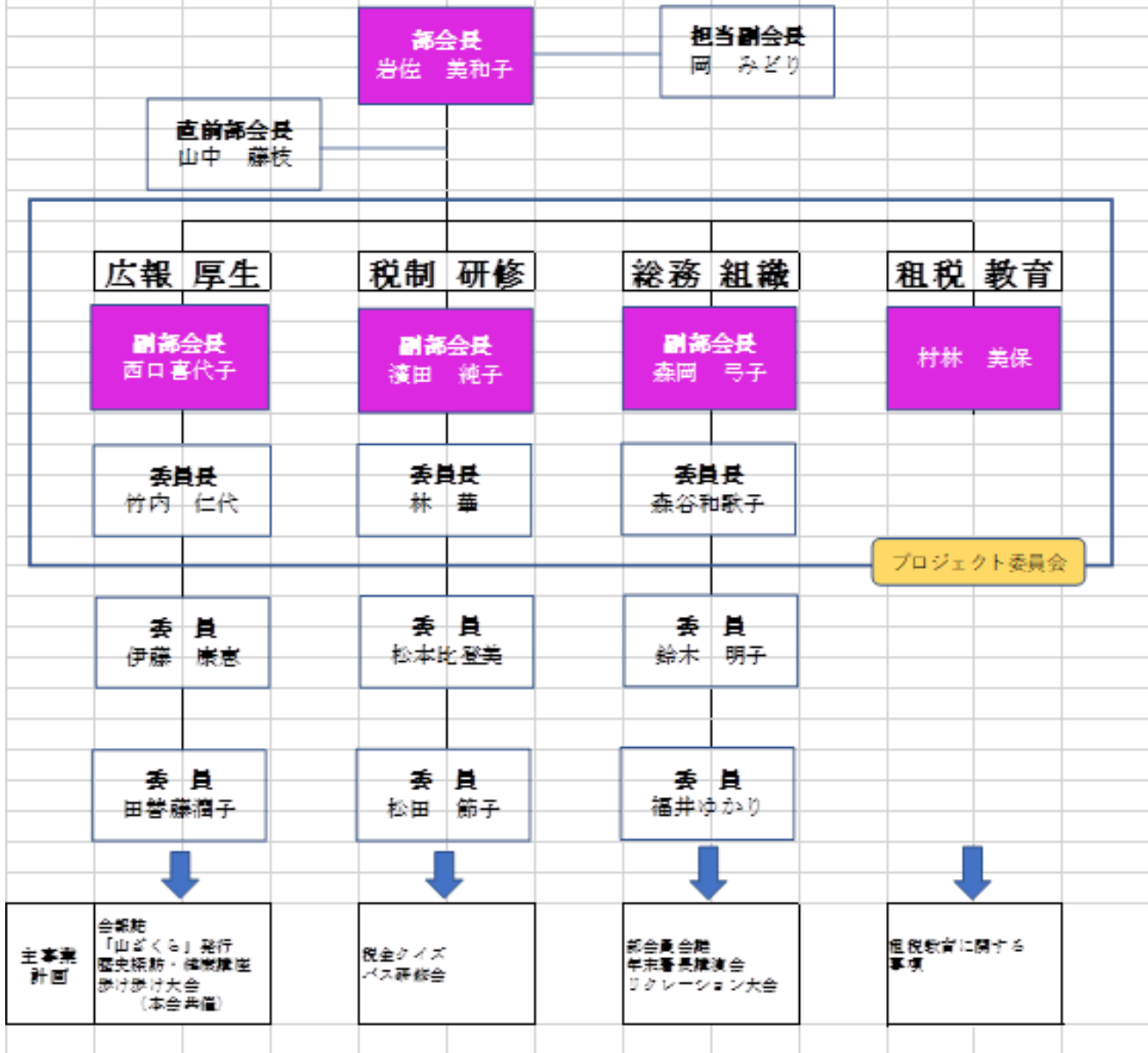
収支予算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

			(単価 円)
科 目	収 入	支 出	備 考
前年度繰越金	374,946		
受取負担金	700,000		会員140名×@5,000
管理費	0	123,000	
役員会費	0	18,000	会場代・飲物代 @3000×6回
通信運搬費		10,000	案内等発送費用
印刷製本費		5,000	報告書作成費
旅費交通費		10,000	他単位会交流会等参加旅費
渉外慶弔費		30,000	
雑費		30,000	振込手数料他
予備費		20,000	
事業費	0	802,000	
委員会費		120,000	4委員会 @30000
部会員会議・記念講演会	0	70,000	講演料・昼食他
年末懇談会費	0	50,000	会場代・懇談会補助
リクレーション大会		30,000	参加賞他
税金クイズ		36,000	30名 @1200
バス研修会	0	150,000	バス代等
山ざくら発行		36,000	180部 @200
歴史文化・健康講座	0	80,000	
女性フォーラム	0	60,000	参加予定6名 補助@10000
予備費		170,000	
収支計	700,000	925,000	
当年度 収支計－費用計		-225,000	
次年度繰越		149,946	

※科目間・事業間の流用を認める

委員会組織図



公益社団法人松阪法人会 部会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）定款第 40 条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第 2 条 本会に次の部会を設置する。

- (1) 青年部会
- (2) 女性部会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の部会を置くことができる。

(部会の権限)

第 3 条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第 4 条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第 5 条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第 6 条 部会には、部会運営に必要な役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち 1 名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の互選により選任する。

(顧問・相談役)

第 7 条 部会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、部会長の諮問に応じる。

(部会役員の職務)

第 8 条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員の任期等)

第 9 条 部会役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(部会の会議)

第 10 条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員の全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第 11 条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

公益社団法人松阪法人会 女性部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）女性部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第 3 条の規定に基づき、女性としての視点に立って本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(役 員)

第 6 条 本部会には次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名 副部会長 6名以内 委員長 6名以内 理事 若干名
- (2) 役員の退任基準年齢は、満 75 歳とする。

退任基準年齢の判定日は、それぞれ改選が行われる年の 3 月 31 日とする。

任期中に退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1) 部会の運営に充てるため、毎年度 5,000 円の負担金を支払わなければならない。

2 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会女性部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会女性部会退会届出書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

ただし、本会の会員資格を喪失した会員企業に所属する役員及びその従業員は、「公益社団法人女性部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第 10 条 この会則に定めのない事項については、部会長がこれを決定する。（役員会の決議を経て取り扱うものとする。）

(改 廃)

第 11 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

- 2 平成 29 年 1 月 25 日から施行する。

----- MEMO -----



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である